

電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証基準に関する細則

令和3年4月1日 Rev. 2.00

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

目次

前書き	1
著作権	1
免責事項	1
特許	1
注意	1
1. 適用範囲	2
2. 認証基準	2
2.1 判定の対象	2
2.2 判定方法	2
3. その他	3
3.1 本規程の改訂	3
附則	3

前書き

著作権

すべての権利は留保される。このドキュメントは、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会の許可書なしで使用、コピー、及び配布はできない。他のすべての使用、コピー、および分配は禁止する。

免責事項

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会は、このドキュメントの使用によるいかなる損害賠償にも責任がない。

特許

この認証基準の全部または一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。公益社団法人日本文書情報マネジメント協会は、このような技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について責任を持たない

注意

このドキュメントの内容に関する詳細な説明、又は解釈のあいまいさや矛盾がある場合には、以下に相談してください。

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

1. 適用範囲

この基準は、「電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証に関する基本規程」の下に、電子帳簿保存法対応ソフト（以下 認証製品という）の認証項目・認証基準を定めるものである。

2. 認証基準

2.1 判定の対象

申請者が提出した、認証製品として利用者に納品または提供されるマニュアルを対象とする。

マニュアルとは以下の内容のいずれかのものをいう。

- 1) 電子帳簿保存法に対応した機能と操作を説明する文書ファイルまたは URL で示される WEB ページ。
- 2) 電子帳簿保存法に対応した機能の一覧表形式の文書ファイルまたは URL で示される WEB ページ。

但し、該当一覧表記載の内容が、上記 1) のマニュアルに記載されていることが申請者によって保証されていなければならない。

2.2 判定方法

1) 判定基準

各認証制度の「機能リスト」に定める機能要件

電子帳簿保存法改正年度毎に「機能リスト」を定める。

2) 対象ソフトの評価

各認証制度の「機能リスト」に定める機能要件を満たしているか否かを対象ソフト製品のマニュアルの記述から評価し、機能要件毎に表 1. に定める記号で判定結果を表示する。

表 1 評価結果の表示記号

記号	評価結果
○	申請者が申告した認証製品のマニュアル記載箇所に、該当機能の説明が記載されていると判定された。
△	申請者が申告した認証製品のマニュアル記載箇所に、該当機能の説明が記載されていると判断できない。
×	申請者が申告した認証製品のマニュアル記載箇所に、該当機能の説明がない。
－	チェックリスト記載の条件により判定対象外

3) 判定・認証

判定対象外となる項を除き、評価結果が全て○をもって認証する。

3. その他

3. 1 本基準の改訂

この基準の内容に、疑義、変更の必要性を確認した場合は、認証審査委員会で審議する。

附則

この基準は、平成 28 年 08 月 15 日より運用する。

改訂履歴

日付	内容
平成 28 年 08 月 15 日	初版
平成 28 年 11 月 21 日	機能リストの「7-2」を削除、「17-1」から「一覧形式」を、「17-2」の「の一覧」の文字を削除
令和 3 年 4 月 1 日	電子帳簿保存法対応ソフトの認証対象を追加することから、各製品認証制度の総称を設け、本基本規程を全ての製品認証制度に適用するよう改訂